

平成 3 0 年

第 4 回日向市議会(定例会)議案

1 1 月 3 0 日

日 向 市

も く ろ く

報告第12号	専決処分の承認について	1
報告第13号	専決処分の承認について	2
議案第73号	日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例	3
議案第74号	日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第75号	日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	14
議案第76号	日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第77号	日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	18
議案第78号	日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	20
議案第79号	日向市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第80号	日向市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	27
議案第81号	日向市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	32
議案第82号	工事請負契約の締結について	36
議案第83号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	37
議案第84号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	38
議案第85号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	39
議案第86号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	40
議案第87号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	41
議案第88号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	42
議案第89号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	43
議案第90号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	44
議案第91号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	45
議案第92号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	46
議案第93号	平成30年度日向市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議案第94号	平成30年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第95号	平成30年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第96号	平成30年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議案第97号	平成30年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第98号	平成30年度日向市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第99号	平成30年度日向市病院事業会計補正予算（第2号）	別冊

専決処分の承認について

平成30年度日向市一般会計補正予算（第6号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

専決処分の承認について

平成30年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他の差別の解消を目的とした法令及び日向市人権尊重都市宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、性的少数者等への差別などのあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）をなくし、人権を守るために必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重され、もって互いに認め合い、それぞれの個性を生かしたまちづくりを目指すとともに、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努める責務を有する。

(市民の責務)

第3条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、あらゆる差別をなくすため、国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を深め、市民と協力し、効果的な施策の推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

(相談体制の充実)

第6条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとする。

(実態調査)

第7条 市は、あらゆる差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、あらゆる差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(宿日直手当) 第19条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円</u>を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>6,300円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。 2 [略] 3 常直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1月につき<u>21,000円</u>を宿日直手当として支給する。 4 前項の勤務は、第15条、第16条及び第17条の勤務に含まれないものとする。 (勤勉手当) 第22条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項	(宿日直手当) 第19条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>6,600円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。 2 [略] 3 常直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1月につき<u>22,000円</u>を宿日直手当として支給する。 4 前3項の勤務は、第15条、第16条及び第17条の勤務に含まれないものとする。 (勤勉手当) 第22条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次

及び附則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の90を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3・4 [略]

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

附 則

1～15 [略]

- 16 附則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

項及び附則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額

3・4 [略]

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第22条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

附 則

1～15 [略]

- 16 附則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.35、12月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の90、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	

	87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	410, 800	
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	411, 000	
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	411, 200	
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	411, 500	
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	411, 800	
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	412, 000	
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	412, 200	
	94		294, 900	342, 600		393, 300	412, 500	
	95		295, 200	343, 100		393, 600	412, 800	
	96		295, 600	343, 500		393, 800	413, 000	
	97		295, 800	343, 700		394, 000	413, 200	
	98		296, 100	344, 100		394, 300	413, 500	
	99		296, 500	344, 500		394, 600	413, 800	
	100		296, 900	344, 800		394, 800	414, 000	
	101		297, 100	345, 100		395, 000	414, 200	
	102		297, 400	345, 500		395, 300		
	103		297, 800	345, 900		395, 600		
	104		298, 100	346, 300		395, 800		
	105		298, 300	346, 800		396, 000		
	106		298, 600	347, 200		396, 300		
	107		299, 000	347, 600		396, 600		
	108		299, 300	348, 000		396, 800		
	109		299, 500	348, 500		397, 000		
	110		299, 900	348, 900		397, 300		
	111		300, 300	349, 200		397, 600		
	112		300, 600	349, 500		397, 800		
	113		300, 800	350, 000		398, 000		
	114		301, 000			398, 300		
	115		301, 300			398, 600		
	116		301, 700			398, 800		
	117		301, 900			399, 000		
	118		302, 100			399, 300		
	119		302, 400			399, 600		
	120		302, 700			399, 800		
	121		303, 100			400, 000		
	122		303, 300					
	123		303, 600					
	124		303, 900					
	125		304, 200					
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700	566,500
	2	250,400	336,100	400,800	474,000	569,600
	3	252,900	339,000	403,700	476,200	572,700
	4	255,400	342,000	406,500	478,500	575,800
	5	257,600	344,700	409,100	480,700	578,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900	581,100
	7	265,200	351,100	414,600	485,100	583,500
	8	269,000	354,200	417,300	487,300	585,900
	9	272,600	357,000	419,500	489,300	588,100
	10	276,600	359,900	422,200	491,400	589,600
	11	280,600	363,000	424,800	493,500	591,100
	12	284,600	366,200	427,500	495,600	592,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700	594,100
	14	292,400	372,700	432,400	499,800	595,200
	15	296,300	375,900	434,800	501,900	596,300
	16	300,200	379,600	437,300	504,000	597,200
	17	303,900	383,200	439,300	506,100	598,400
	18	307,500	385,900	441,700	508,100	599,400
	19	311,000	388,700	444,000	510,100	600,400
	20	314,600	391,400	446,400	512,100	601,400
	21	318,200	394,200	447,900	513,900	602,400
	22	321,900	396,800	450,300	515,700	
	23	325,400	399,400	452,600	517,600	
	24	328,900	401,800	454,900	519,500	
	25	332,400	403,800	456,900	521,200	
	26	335,200	406,100	459,200	523,000	
	27	337,800	408,300	461,400	524,800	
	28	340,400	410,600	463,700	526,600	
	29	343,200	412,900	465,800	528,200	
	30	345,300	415,000	468,100	530,000	
	31	347,500	417,000	470,400	531,800	
	32	349,900	419,100	472,600	533,600	
	33	352,100	421,000	474,600	535,200	
	34	354,500	422,800	476,700	537,000	
	35	356,700	424,600	478,800	538,700	
	36	359,200	426,600	480,900	540,500	
	37	361,400	428,500	483,000	542,100	
	38	363,800	430,500	484,800	543,700	
	39	366,200	432,400	486,600	545,100	

40	368, 400	434, 400	488, 400	546, 700
41	370, 700	436, 200	490, 100	548, 200
42	372, 100	438, 000	491, 900	549, 600
43	373, 600	439, 700	493, 700	551, 000
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	
67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	
78		476, 800	531, 500	
79		477, 400	532, 400	
80		477, 900	533, 300	
81		478, 500	534, 100	
82		479, 000	535, 000	
83		479, 500	535, 900	
84		480, 000	536, 800	
85		480, 400	537, 600	

	86		481, 000	538, 500		
	87		481, 400	539, 400		
	88		481, 900	540, 300		
	89		482, 400	541, 100		
	90		483, 000			
	91		483, 600			
	92		484, 000			
	93		484, 500			
	94		485, 100			
	95		485, 700			
	96		486, 300			
	97		486, 800			
再任用職員		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000	565, 900

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第21条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、<u>12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第22条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合</u>には<u>100分の90、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額	(期末手当) 第21条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第22条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月 に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5 を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額
3～5 [略]	3～5 [略]
附 則	附 則
1～15 [略]	1～15 [略]
16 附則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号 の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附 則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額 に、6月に支給する場合には100分の1.35、12月に支給する場合には <u>100分の</u> <u>1.425</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、 <u>6月に支給するときは100分の90、12月に支給するときは100分の95</u> を乗じて 得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。	16 附則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号 の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附 則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額 に <u>100分の1.3875</u> を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減 額基礎額に <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とす る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第19条第4項の改正規定を除く。）による改正後の日向市一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）
の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与
（日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年日向市条例第16号。以下この条において「平成27年改正条例」という。）附則第
3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規
定による給料を含む。）の内払とみなす。

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市常勤の特別職の職員に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市常勤の特別職の職員に関する条例（昭和37年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 2 [略]	(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。 2 [略]

第2条 日向市常勤の特別職の職員に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 2 [略]	(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 2 [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和37年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 [略] 2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の議員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 3・4 [略]	(期末手当) 第5条 [略] 2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の議員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。 3・4 [略]

第2条 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 [略] 2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の議員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。 3・4 [略]	(期末手当) 第5条 [略] 2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の議員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3・4 [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の議員報酬条例の規定による給与の内払とみなす。

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和41年日向市条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。 2 〔略〕	(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とする。 2 〔略〕

第2条 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とする。 2 〔略〕	(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 2 〔略〕

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（次条において「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>373,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>421,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>471,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>532,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>607,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>709,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>829,000</u></td></tr> </table> 2・3 [略] 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業務手当として支給することができる。 5・6 [略] （日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用	号給	給料月額（円）	1	<u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	3	<u>471,000</u>	4	<u>532,000</u>	5	<u>607,000</u>	6	<u>709,000</u>	7	<u>829,000</u>	(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>374,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>422,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>472,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>533,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>608,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>710,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>830,000</u></td></tr> </table> 2・3 [略] 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 5・6 [略] （日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用	号給	給料月額（円）	1	<u>374,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>373,000</u>																																
2	<u>421,000</u>																																
3	<u>471,000</u>																																
4	<u>532,000</u>																																
5	<u>607,000</u>																																
6	<u>709,000</u>																																
7	<u>829,000</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>374,000</u>																																
2	<u>422,000</u>																																
3	<u>472,000</u>																																
4	<u>533,000</u>																																
5	<u>608,000</u>																																
6	<u>710,000</u>																																
7	<u>830,000</u>																																

等に関する条例（平成 23 年日向市条例第 1 号）第 7 条第 4 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 165」とする。 3 [略]	等に関する条例（平成 23 年日向市条例第 1 号）第 7 条第 4 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 170」とする。 3 [略]								
附 則 1～3 [略] （給料月額の特例）	附 則 1～3 [略] （給料月額の特例）								
4 平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間においては、第 2 条第 1 項の規定により採用された者（医療事務に従事する医師を除く。）に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、当該給料月額に 100 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。ただし、当該給料月額が、第 7 条第 4 項に規定する特定任期付職員業務手当及び日向市職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年日向市条例第 1 号）に規定する手当の額の基礎となる場合については、この限りではない。	4 平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間においては、第 2 条第 1 項の規定により採用された者（医療事務に従事する医師を除く。）に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、当該給料月額に 100 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。ただし、当該給料月額が、第 7 条第 4 項に規定する特定任期付職員業務手当及び日向市職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年日向市条例第 1 号）に規定する手当の額の基礎となる場合については、この限りではない。								
第 2 条 日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。									
改正前 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="965 1120 997 2072"> （日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） </td><td data-bbox="965 145 997 1108"> （日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） </td></tr> <tr> <td data-bbox="1013 1120 1045 2072"> 第 8 条 [略] </td><td data-bbox="1013 145 1045 1108"> 第 8 条 [略] </td></tr> <tr> <td data-bbox="1061 1120 1268 2072"> 2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 23 年日向市条例第 1 号）第 7 条第 4 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 170」とする。 </td><td data-bbox="1061 145 1268 1108"> 2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 23 年日向市条例第 1 号）第 7 条第 4 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 167.5」とする。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1284 1120 1300 2072"> 3 [略] </td><td data-bbox="1284 145 1300 1108"> 3 [略] </td></tr> </table>	（日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）	（日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）	第 8 条 [略]	第 8 条 [略]	2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 23 年日向市条例第 1 号）第 7 条第 4 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 170」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 23 年日向市条例第 1 号）第 7 条第 4 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 167.5」とする。	3 [略]	3 [略]	改正後
（日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）	（日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）								
第 8 条 [略]	第 8 条 [略]								
2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 23 年日向市条例第 1 号）第 7 条第 4 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 170」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 23 年日向市条例第 1 号）第 7 条第 4 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 167.5」とする。								
3 [略]	3 [略]								

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員採用等条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の任期付職員採用等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員採用等条例の規定による給与の内払とみなす。

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する 条例

日向市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年日向市条例第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、市の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成並びに法第142条第11項の規定に基づき、市の長の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公費負担に 必要な事項を定めるものとする。 (選挙運動用自動車の使用の公費負担) 第2条 市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。） でにおいて「候補者」という。）は、第6条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物に 係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。 (選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額) 第6条 [略]	(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、市の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に 必要な事項を定めるものとする。 (選挙運動用自動車の使用の公費負担) 第2条 市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。） は、第6条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項にお いて準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。 (選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額) 第6条 [略] (選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成

することができる。この場合においては、第2条のただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭。次条において「単価の限度額」という。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に對し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第11条 候補者は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条のただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条のただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第8条 [略]

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下この条において「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第11条 市の長の選挙における候補者（以下この条から第14条までにおいて「市長候補者」という。）は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条のただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第12条 [略]

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下この条において「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額)

第14条 第11条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。

第12条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならぬ。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第13条 市は、市長候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手側であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭。次条において「単価の限度額」という。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該市長候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）

第14条 第11条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、市長候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の日向市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に關する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお、従前の例による。

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日向市道路占用料徴収条例（昭和37年日向市条例第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																								
(占用料の算定) 第3条 占用料の算定は、次の各号による。 (1) 占用料の額を月額で定めるもので<u>占用期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</u> (2) 占用の面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は<u>占用の長さに1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとみなす。</u>	(占用料の算定) 第3条 占用料の算定は、次のとおりとする。 (1) 表示面積、<u>占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u> (2) <u>占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</u>																																								
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)																																								
<table><tr><th colspan="2">占有物件</th><th colspan="2">占有料</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td><td>[略]</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td>長さ1メートルにつき1年</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>地下に設ける電線その他の線類</td><td></td><td>3円</td></tr></table>	占有物件		占有料				単位	金額	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	[略]				[略]	長さ1メートルにつき1年	[略]		地下に設ける電線その他の線類		3円	<table><tr><th colspan="2">占有物件</th><th colspan="2">占有料</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td><td>[略]</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td>長さ1メートルにつき1年</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>地下に設ける電線その他の線類</td><td></td><td>4円</td></tr></table>	占有物件		占有料				単位	金額	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	[略]				[略]	長さ1メートルにつき1年	[略]		地下に設ける電線その他の線類		4円
占有物件		占有料																																							
		単位	金額																																						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	[略]																																								
	[略]	長さ1メートルにつき1年	[略]																																						
	地下に設ける電線その他の線類		3円																																						
占有物件		占有料																																							
		単位	金額																																						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	[略]																																								
	[略]	長さ1メートルにつき1年	[略]																																						
	地下に設ける電線その他の線類		4円																																						

[略]		[略]	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円
	[略]		[略]
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	890円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円
	[略]		[略]
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		52円
	[略]		[略]
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円
	[略]		[略]
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	[略]		[略]
	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3のもの	Aに0.008を乗じて得た額
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,170円
	[略]		[略]
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	900円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,170円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円
	[略]		[略]
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円
	[略]		[略]
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		105円
	[略]		[略]
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	[略]		[略]
	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの	Aに0.01を乗じて得た額

	もの	得た額	もの	得た額
			上空に設ける道路	440円
			[略]	[略]
			その他のもの	1,200円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	[略]		[略]	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	89円		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	89円	一時的に設けるもの	
	その他のもの	890円	表示面積1平方メートルにつき1年	
[略]	[略]		[略]	
旗ざお	[略]		[略]	
その他のもの	1本につき1月	89円		
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	[略]		[略]	
第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	89円	その面積1平方メートルにつき1月	
アーチ	車道を横断するもの	890円	1基につき1月	
	その他のもの	440円		
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートル	1,200円		

	もの	得た額	もの	得た額
			上空に設ける道路	450円
			[略]	[略]
			その他のもの	1,170円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	[略]		[略]	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	90円		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	90円	一時的に設けるもの	
	その他のもの	900円	表示面積1平方メートルにつき1年	
[略]	[略]		[略]	
旗ざお	[略]		[略]	
その他のもの	1本につき1月	90円		
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	[略]		[略]	
第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	90円	その面積1平方メートルにつき1月	
アーチ	車道を横断するもの	900円	1基につき1月	
	その他のもの	450円		
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートル	1,170円		

令第7条第3号に掲げる施設	トルにつき1年	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設	トルにつき1年	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料	占用面積1平方メートルにつき1月	89円	令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料	占用面積1平方メートルにつき1月	90円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		120円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		117円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる施設及び建築物	トンネルの上又は高架の路面下に設けるもの	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる施設及び建築物	トンネルの上又は高架の路面下に設けるもの	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額

令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.028を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.034を乗じて得た額
備考 1～5 [略]		備考 1～5 [略]	
6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。			
7 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもちて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。			

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の日向市道路占有料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以降の許可に関する占有料について適用し、同日前の許可に係る占有料については、なお従前の例による。

平成30年11月30日 提出
日向市長 十 屋 幸 平

日向市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(日向市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 日向市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年日向市条例第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
日向市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。） 第4条の規定に基づき、水道事業及び公共下水道事業の設置等について必要な 事項を定めるものとする。 (水道事業及び公共下水道事業の設置) 第1条の2 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。 2 [略] (法の適用) 第1条の3 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。 以下「令」という。）第1条第2項の規定により、公共下水道事業に法の規定 の全部を適用する。 (経営の基本) 第2条 水道事業及び公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、 公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 [略]	日向市上下水道事業の設置等に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。） 第4条の規定に基づき、水道事業、簡易水道事業及び公共下水道事業（以下「上 下水道事業」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。 (上下水道事業の設置) 第1条の2 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業及び簡易水 道事業を設置する。 2 [略] (法の適用) 第1条の3 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。 以下「令」という。）第1条第2項の規定により、簡易水道事業及び公共下水 道事業に法の規定の全部を適用する。 (経営の基本) 第2条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を 増進するように運営されなければならない。 2 [略] 3 簡易水道事業は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 <u>日向市東郷町（山陰、坪谷、下三ヶ、迫野内及び八重原の各一部を除く。）</u> (2) 給水人口 <u>3,230人</u> (3) 1日最大給水量 <u>1,760立方メートル</u> <u>4</u> [略] (管理者)	(1) 事業の概要 (2)・(3) [略] 3 [略]
第3条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、<u>上下水道事業（以下「上下水道事業」という。）に管理者を置かないものとする。</u> (業務状況説明書類の提出) 第9条 [略] 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ、明らかにしなければならない。 (1) 事業の概要 (2)・(3) [略] 3 [略]	第3条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、<u>水道事業及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。）に管理者を置かないものとする。</u> (業務状況説明書類の提出) 第9条 [略] 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ、明らかにしなければならない。 (1) 事業の概要 (2)・(3) [略] 3 [略]

(日向市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 日向市水道事業給水条例（昭和39年日向市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、日向市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、日向市水道事業（水道事業及び簡易水道事業をいう。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(日向市特別会計条例の一部改正)

第3条 日向市特別会計条例（昭和41年日向市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 (1)～(4) [略] (5) <u>日向市簡易水道事業特別会計 簡易水道事業</u> <u>(6)～(8)</u> [略]	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 (1)～(4) [略] <u>(5)～(7)</u> [略]

(日向市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第4条 日向市農業集落排水処理施設条例（平成13年日向市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) 水道水 日向市水道事業給水条例（昭和39年日向市条例第9号）<u>及び日向市簡易水道事業条例（平成3年日向市条例第7号）</u>により給水される水をいう。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) 水道水 日向市水道事業給水条例（昭和39年日向市条例第9号）により給水される水をいう。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(日向市簡易水道事業条例の廃止)

2 日向市簡易水道事業条例（平成3年日向市条例第7号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に、廃止前の日向市簡易水道事業条例の規定により課した、又は課すべきであった料金、手数料その他の費用の取扱いについては、なお廃止前の日向市簡易水道事業条例の規定の例による。

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契 約 の 目 的 地震・津波防災施設整備事業
 (仮称) 往還区 2 号津波避難タワー建設 建築主体工事
2. 契 約 の 方 法 事後審査型条件付一般競争入札
3. 契 約 の 金 額 318,924,000 円
4. 契 約 の 相 手 方 内山・共栄 特定建設工事共同企業体

日向市大字富高 93 番地 1
株式会社 内山建設
代表取締役 内山 雅仁

日向市大字財光寺 901 番地 4
共栄建設 株式会社
代表取締役 夏井 兌輔

平成 30 年 11 月 30 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市文化交流センター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	日向市中町 1 番 31 号
団体名	公益財団法人 日向文化振興事業団
代表者	理事長 田崎 登保

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

平成 30 年 11 月 30 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向サンパーク温泉施設

日向市日向サンパークオートキャンプ場

日向サンパーク体育施設

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	日向市大字幸脇303番地5
団体名	株式会社 日向サンパーク温泉
代表者	代表取締役 十屋 幸平

3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市老人福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	日向市大字富高 207 番地 3
団体名	社会福祉法人 日向市社会福祉協議会
代表者	会長 渡邊 康久

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

平成 30 年 11 月 30 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市美々津老人福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	日向市美々津町3924番地1
団体名	石並区自治会
代表者	佐竹 英明

3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市平岩ふれあい館

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	日向市美々津町4074番地
団体名	社会福祉法人 立縫会
代表者	理事長 黒木 宣博

3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市立ひまわり寮

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	東臼杵郡美郷町西郷田代 2208 番地
団体名	社会福祉法人 清風会
代表者	理事長 瀧井 修

3 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

平成 30 年 11 月 30 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市立鈴峰園

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	東臼杵郡美郷町南郷神門960番地
団体名	社会福祉法人 南郷会
代表者	理事長 安藤 和興

3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市日知屋児童センター
日向市大王谷児童館

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字富高207番地3
団体名 社会福祉法人 日向市社会福祉協議会
代表者 会長 渡邊 康久

3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市駅東駐車場

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	日向市大字富高207番地3
団体名	社会福祉法人 日向市社会福祉協議会
代表者	会長 渡邊 康久

3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市営住宅（29住宅 1, 332戸）

一般市営住宅		所在地	戸数
1	永田	大字塩見11087番地1	12
2	塩田	大字日知屋16196番地5	128
3	岩脇	大字平岩667番地1	14
4	後無田	大字富高6436番地3	90
5	財光寺北	大字財光寺124番地1	70
6	櫛の山	大字日知屋1383番地6	250
7	小松崎	大字富高276番地1	16
8	新財市	大字塩見1309番地	180
9	新財市南	大字塩見939番地1	16
10	上納内	亀崎東2丁目14番地	18
11	細島	大字細島667番地183	12
12	大王谷	大王町4丁目95番地	84
13	大原	大字財光寺2937番地1	100
14	美砂	大字平岩10790番地1	97
15	美々津	美々津町2306番地2	6
16	美々津駅前	美々津町2297番地1	12
17	木原	大字財光寺3445番地12	80
18	寺迫	東郷町山陰甲360番地39	10
19	中野原	東郷町山陰乙913番地3	20
20	山陰	東郷町山陰丙1606番地1	30
21	又江野	東郷町山陰丙1517番地	18
		東郷町山陰丙1525番地1	8
22	鶴野内	東郷町山陰辛519番地1	10
23	本村	東郷町坪谷170番地	4
一般市営住宅 小計			1, 285

コミュニティ住宅		所在地	戸数
24	細島東部	大字細島311番地7	12
25	細島東部第2	大字細島270番地	22
コミュニティ住宅 小計			34

単独市営住宅		所在地	戸数
26	鶴野内	東郷町山陰辛511番地	3

特定公共賃貸住宅		所在地	戸数
27	寺迫	東郷町山陰甲360番地39	4
28	中野原	東郷町山陰乙913番地3	4
特定公共賃貸住宅 小計			8

山村定住住宅		所在地	戸数
29	産野	東郷町坪谷306番地1	2

日向市営住宅 合計			1,332
-----------	--	--	-------

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 延岡市日の出町二丁目1番地1
団体名 延岡日向宅建協同組合
代表者 代表理事 甲斐 正幸

3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日 提出

日向市長 十 屋 幸 平